Ｓ ＆ Ｉ BANGKOK NEWSLETTER NO.225

2013.05.25

発行責任者 井口 雅文

発 行 Ｓ ＆ Ｉ International Bangkok Office

TEL +66-2-261-6449、6466

FAX +66-2-261-6419、6379

Address : 253 Asoke 23rd Floor, Sukhumvit Soi 21 (Soi Asoke)

Bangkok 10110, Thailand 地図

E-Mail : siasia@loxinfo.co.th (総合窓口、調査)

patent@siasia.co.th (特許)

design@siasia.co.th (意匠)

trademark@siasia.co.th (商標)

S&IWebsite: http://www.s-i-asia.com

(取材編集協力)有限会社 Ｓ&IJAPAN http://www.s-i-asia.com/s-i-japan/s-i-japan.htm

CopyRight © S&I International Bangkok Office Co., Ltd.

社内用・社外用を問わず無断複製(電子的複製を含む)を禁ずる

〒150-0001 渋谷区神宮前 4-16-8 大場ビル2階

TEL:03-3402-0013、FAX:03-3402-0014 地図

siasia-japan@kym.biglobe.ne.jp (担当:矢守章子・有吉文・井口文絵)

～事務所より～

～編集者より～

記事目次

～シンガポールで 24 の特許医薬品を値下げ～

～ネスレ社がシンガポールでペトラ食品を訴える～

～シンガポール政府は特許審査ハイウェイを中国政府と行うことを合意～

～タイの住宅メーカーPD House Corporation Co., Ltd.がフランチャイズ契約違反で Had Yai Homebuilder Co., Ltd.に法的措置を講じる構え～

～タイ首相と商務省一行がスウェーデンとベルギーを訪問し貿易に関する様々な議題について協議を行った～

～タイ-EU FTA 交渉の 18 か月以内妥結を EU が目指す～

～タイの反マネーロンダリング事務所(Amlo)が偽造品弾圧を目指す～

～タイの知的財産侵害違反者トップリスト～
～タイが米国の優先監視国リストに再び含まれる～
～タイは通信放送の著作権侵害に注目～
～タイ知的財産局は知的財産権侵害者の取締りを計画～
～タイが LEUM PUA 米を EU 地理的表示登録出願～
～タイは米国通商法スペシャル 301 条優先監視国からの除外に自信／米国に対し知的財産問題に関する実行計画と進捗を提出～
～タイで詐欺グループがゲーム店オーナーに著作権の代理人であると主張し高額な金銭を要求している問題で、知的財産局が特別捜査局に事件を引き渡した～
～タイ民間企業が政府に対し観光シーズン期間の偽造商品取締り強化を要請～
～タイ商務省が国家知的財産侵害抑制センターの業務について閣議提案を行う予定～
～タイが米国スペシャル 301 条で 7 年連続優先監視国に指定～
～タイ知的財産局が IP フェアで学生向け IP クイズ大会を実施～

～米国最高裁で人間の遺伝子の特許化の可否を巡る審理がスタート～

～インドネシア企業に違法ダウンロードで巨額の損失が発生～

～タイ国会でインフラ法案が通過中～

～ミャンマー開発で中国が大きくリードしている～

～事務所より～

（ホームページ更新のお知らせ）
弊社ホームページを５月２５日付けで更新しました。

（６月の弊所休業日のお知らせ）
６月は、祝祭日はありません。

～編集者より～
この1ヶ月の間に、ミャンマー情報が多く新聞紙面で取り扱われている。 つい 5 月 24 日及び 25 日にはシンガポールストレイトタイムズ紙に安倍首相のミャンマー訪問が大きく報じられた。見出しには、「JAPAN PM TO COME BEARING VALUED GIFTS」日本の首相が 10 億シンガポールドルの価値ある手土産を持ってきたという意味である。 同日、5 月 24 日付け日本経済新聞には、バンコクポスト紙の記事（5 月

20 日付け）を要約する形で、「タイと日本　巻き返しへ」と論説要約が掲載された。 この「巻き返し」というフレーズには、日本企業への応援メッセージが含まれているように思える。 なぜなら、バンコクポスト紙の記事には、何らそのような意味合いが含まれていないからだ。 恐らく日本経済新聞の主幹からの応援メッセージなのであろう。

このバンコクポスト紙の記事によると、断然中国からの開発プロジェクトが先行していると報じている。 日本が支援しているティラワ経済特区は、住民の反対運動で土地の強制収用が行政により行われる前に、日本人顧問らによる仲介活動が繰り広げられていると伝えている。 いずれにせよ、よほどの早いペースで日本政府がプロジェクトを進めない限り、当面の間、中国政府が主導を握ることになるのだ。

今年１月に日本政府はミャンマーの債務約 3000 億円を帳消しとしたニュースが日本では小さな記事として載った。これまでの延滞債務つまり巨額の借金が一瞬で消えたのである。つまり、国民の税金がぶっ飛んだと言ってよい。 この代償が本当に色々な面であるのだろうか。 そして、さらに今年３月、日本政府はミャンマーへの円借款を約 500 億円供与することを決定し、伝達した。 まさに、大がかりな国家規模の支援措置なのである。日本政府の太っ腹と日本マスコミの無関心には驚くべきものがある。

知的財産分野においても、日本政府援助の一つとして法案作成などを援助していると報じているが、本当にそれだけで良いのだろうか。 アカデミックな援助は私を含めたビジネス界では、ほとんど関心は無いと言ってよく、しっかりとした知財インフラを整備することこそ、将来の日本企業ビジネスに利すると言ってよい。まさに巨額借金帳消しに見合う対価を求めるべきであろう。

つい先日、ジェトロバンコク主催でミャンマー政府の知財担当者４名が来タイした折にセミナー（というか対話会議）が開かれた。 ここから少し気負って発言したい。何故なら、これだけの日本国民の税金を投じて支援していることを背景にして言うが、 彼らミャンマー政府関係者の態度に「熱」っぽさが無いのが、非常に気になった。 それは、ちょうど２０年前にさかのぼるが、日本特許庁から東南アジア5ヶ国を廻って、各国の援助受け入れ態勢を調べる目的の出張を経験したが、その時に、各国の担当者は、それぞれ熱っぽく自国で何が問題なのか、そして何がほしいのかを一生懸命に語ってくれた態度に比べ、ミャンマーの政府関係者は、全くその熱意が感じられないからだ。

バンコクに来たミャンマー政府役人が特別だと思いたいが、この国の役人は「これからこの国を良くするのに、「こんな問題があるのですよ。こんな国にしてみたいのです。」というような、情熱は無いように思えた。 単なる外資導入の誘因手段の一つとして知財制度を考えているのならば、援助をお付き合い程度に考えておけばよいのだろうが国家百年の計として知財制度を捉えるのであれば、もっと具体的な要請や問題点を彼らが自ら発しそして解決を求めるべきであろう。

ちなみに、この会議及び次の日のセミナーでのフロアからの質問はタイの参加者からも日本企業からも、商

標制度に集中していた。 特に現行制度から新制度へ移行する際の、手続き面、権利解釈面、調査や審査実務など、詳細にわたっていたが、ミャンマー政府役人から聞こえてくるのはほとんど検討されていないという実情である。 まるで他人事のような有様である。日本政府がもし援助に本腰を入れるのであれば、アカデミックな議論は WIPO やおせっかいな有識者にお任せして地に足が付いた援助（例えば出願書類の整理方法、書類管理の方法、審査処理の方法、そして情報インフラ整備）、つまり実践的な援助を人の往来を含めて考えてみては如何だろうか。

折しも、つい先日、タイのインラック首相が訪日して、タイと共同でのミャンマーへの開発協力を安倍首相に訴えたが、タイ政府が意図するダウェー経済特区の開発は、ほとんど何も進んでいない状態だ。 むしろタイと日本との関心事は、タイのインフラ整備計画にある。 本誌にも載せたが、タイ政府が進めるインフラ整備計画への２兆バーツ（約６兆円）融資プロジェクトがタイ国会で審議開始されている。この調子でいけば、遅くとも７月までには、成立し実行に移されることとなる。 このプロジェクトの目玉は、高速鉄道敷設計画にある。 つい先々週にも、タイ政府と中国政府、ラオス政府が仲良く手を繋いだ写真が大きくバンコクポスト紙に掲載された。

タイ政府から日本政府へ色々と高速鉄道計画で仕掛けているように見えても、主要路線は、中国側に有利に働いているというのが、私の印象である。 恐らく中国が幹線、支線（例えばバンコクーラヨーン間）などを日本や欧米勢が取る図式を描くというタイならではのほどよいバランス感覚なのであろう。

最近、特に日本マスコミからは、「日本企業頑張れ」「中国企業や欧米企業に負けるな」「巻き返せ」と言う過激なメッセージが現地に伝わってくるが、ミャンマー支援祭り、タイのインフラ整備祭り、激烈な国際受注競争の只中にある現場では決して思い通りには行かない。 まさに中国と欧米と日本とのバランスを考えた上での結論となろう。 他方、ミャンマーにおける日本国民の巨額の税金を投じた援助支援策に至っては、その投じた額に見合うような、もっともっと腰を入れた協力、息の長い協力を案出していかなければなるまい。 単発的、イベント的なモノでは、１０年先、２０年先に真の意味での援助が実らないのではなかろうか。

～シンガポールで 24 の特許医薬品を値下げ～
製薬会社が政府助成受給患者に医薬品を半額にすることを申し出る。
新たに始まった施策の元で、医療助成受給患者が 24 の医薬品を半額で入手することが可能となった。製薬会社 MSD が申し出た割引は、中間所得層より低所得の患者が開業医や歯科医の治療に対して政府助成を受けることが出来るという地域保健支援計画（Community Health Assist Scheme；Chas）に関するものである。この動きは特許権が満了した医薬品に代わる廉価なジェネリック薬品よりもより効果的だ。これらの医薬は 17 の病気が対象で、長期間服用する糖尿病、高コレステロール、高血圧症の薬品が含まれている。特許医薬品が１ヶ月に 60 ドルから 100 ドルのコストがかかる一方で、ジェネリック医薬品は 20 ドルから 30 ドルのコストで済む。つまり医薬品価格を割引くことで、ジェネリック医薬品と比較選択

可能となる。Chas の適用資格は、40 歳以上の 1 ヶ月の世帯収入が 1500 ドル以下であることが条件である。Chas を計画しているシンガポール保険省（Health Ministry；MOH）によると、現在 Chas を適用している患者数は 2012 年 1 月時点の 7 倍以上にあたる 26 万人以上に昇っているという。
（2013 年 4 月 30 日、シンガポールストレートタイムス）

～ネスレ社がシンガポールでペトラ食品を訴える～
スイスの大手食品企業のネスレ社は、人気の 'Kit Kat' チョコバーの商標権侵害申し立てを行ない、現地食品会社ペトラ社に対し、法的手続きを開始した。ペトラ食品の 'Take-it' は、ネスレ側が二本、または四本のバーがくっついた形状を二本指、または四本指と呼んでいる 'Kit Kat' に形状が類似しているとネスレは訴えた。ネスレはシンガポールと他 20 カ国で商標登録している。裁判文書によると、ネスレ社の 21 個の請求には、ペトラ食品が二本指と四本指のチョコレートウェハースの生産停止と、損害賠償と費用を支払う要求が含まれている。これに対し、ペトラ食品は、商標の有効性を争うべくネスレに対して反訴し、現在双方は高等裁判所に彼らの事件関連情報と調査結果を提出している段階だ。（2013 年 4 月 26 日、シンガポールストレートタイムズ）

～シンガポール政府は特許審査ハイウェイを中国政府と行うことを合意～
シンガポール知的財産庁（IPOS）は。9 月 1 日から中国と特許審査ハイウェイ（Patent Prosecution Highway, PPH）をパイロット的に実施する MOU に調印した。このパイロット計画は 2 年計画で通常登録までに 4-5 年かかっている中国での審査を 2-3 年に短縮する効果がある。現在、IPOS は審査促進の下、12 ヶ月で特許されるかどうか判断できるように計画しているが、海外市場でもその効果をハイウェイによって出願人は享受できることとなる。（2013 年 5 月 28 日、シンガポール知的財産庁ウェブサイト）

～タイの住宅メーカーPD House Corporation Co., Ltd.がフランチャイズ契約違反で Had Yai Homebuilder Co., Ltd.に法的措置を講じる構え～
Ban Muang Newspaper2013 年 3 月 5 日
PD House Homebuilding Center のフランチャイズオーナーである PD House Corporation Co., Ltd.は契約違反を理由に Had Yai Homebuilder Co., Ltd.との契約を終了した。同社は Had Yai Homebuilder に対し法的措置を講じ、ハートヤイに支店を開いて Had Yai Homebuilder に対して苦情を申し立てていた顧客の対応を行う。同社は Had Yai Homebuilder が PD House と同一又は類似の事業を行い、PD House の支社を名乗っていたのを発見していた。契約終了後は Had Yai Homebuilder は PD House の商標やそれを付した印刷文書及び広告看板の使用を中止しなければならず、中止しない場合には知的財産法違反となる。PD House は Had Yai Homebuilder に対し刑事・民事の両方の法的措置を講じる構えで、これには契約違反と同社の名誉毀損に対する損害賠償も含まれる。
（2013 年 4 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ首相と商務省一行がスウェーデンとベルギーを訪問し貿易に関する様々な議題について協議を行った～

Matichon Newspater2013 年 3 月 12 日

国際貿易振興局の Srirat Ratapana 局長は 2013 年 3 月 3 日から 8 日までの日程で行われた首相と商務省一行によるスウェーデンとベルギー訪問について記者発表を行った。この訪問は SME Focus Program 事業の下行われたもので、Fair Trade と GI Rice のイベントにも参加した。Boonsong Teryapirom 商務大臣が二国間貿易協定、国際通商交渉局がタイ-EU FTA 交渉準備、知的財産局が地理的表示商品、商務省高官と貿易局が EU によるタイ製品に対するダンピング防止方法、輸出振興局がビジネスネットワークの創設とタイ製品の輸出路拡大の議題について当局と協議を行った。Srirat 局長はベルギーは衛生基準、植物検疫基準、環境及び労働基準、反ダンピング基準、RoHs、WEEE、REACH 等工業製品に対する規則等、タイ製品にとっての非関税障壁があると述べ、しかし 2013 年１月のベルギー向け輸出は１億 6,800 万 USD と 43％増加となったという良い兆候もあると付け加えた。輸出品には宝石、電気製品、ゴム、被服、自動車、コンピュータなどが含まれる。北欧諸国もタイと東南アジアに関心を寄せていることから、タイ政府はタイと北欧の研究機関と協力し、タイに来る観光客を公衆衛生面でサポートし、投資を奨励する計画である。

（2013 年 4 月 4 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ-EU FTA 交渉の 18 か月以内妥結を EU が目指す～

駐タイ欧州連合代表部は、タイ-EU の FTA 交渉が、Win-Win 取引を目指して「懸念されている利害事項を織り込む」という公約を通して、18 カ月以内に妥結することを強く推し進めている。 18 か月という期間は、EU が成功裏に 2 年間で交渉をまとめ上げた韓国及びシンガポールとの FTA を基に設定された。第 1 回交渉準備として European Asean Business Centre in Thailand はタイにおける加盟企業の意見を調査するため 2 つのアンケートを行った。これらは製造業、水産物及び水産加工業者を対象に含めており交渉に必要となる情報を収集することを目的として実施された。 第 1 回交渉が 3 月 27 日にブリュッセルで開始されるのを前に EU 代表団はタイの NGO との協議を要請する予定である。この協議にはおそらくタイ当局も参加することになる。タイの NGO はアルコール類、知的所有権、医薬品及び人権に関する事項を合意事項に盛り込むことに、一方 EU 側は農業分野に関して神経をとがらせている。 ユーロスタットによると 2009 年から 2011 年の間に、EU は年平均 53,553 トン、5,200 万ユーロ相当の水産物及び水産加工品をタイに対して輸出している。同期間にタイは年平均 23 万トン、8 億 900 万ユーロ相当を EU に対して輸出している。タイはまた、自動車や電子製品についてより大きな EU 市場への参入を模索している。多くのタイの農産物輸出業者は現在一般関税特恵制度の恩恵を受けている。しかしこの優位性は FTA が発効されると予想される 2015 年には失効する。タイは欧州の企業による市場参入の促進、特に医薬品に関して懸念している。しかしこれについて欧州連合代表部の Antonio Berenguer 通商経済担当部長は公的な調達プロセスを改善することを通じて利益を得ることが可能であるとし、タイはヨーロッパにとって投資先として魅力的であるが、この魅力は、アセアン経済共同体が 2015 年に発足し企業が地域

内のどの国に所在しているかに関わらず同じ待遇を受けることになると色あせてしまうかもしれないと話した。Lipman 大使は、タイが計画している 2 兆バーツのインフラ投資は外国の直接投資先としてタイをより魅力的にしており、貿易の自由化は全ての関係国に利益をもたらしうるものであると話した。タイは EU にとってアセアンで 3 番目に大きな貿易相手国である。
（2013 年 4 月 12 日、タイネーション）

～タイの反マネーロンダリング事務所（Amlo）が偽造品弾圧を目指す～
反マネーロンダリング事務所（Amlo：Anti-Money Laundering Office）は 3000 万バーツ以上の海賊版商品や偽造商品の輸入を行っていた 4 人の知的財産侵害者に対し、初めてマネーロンダリング防止法を実施した。タイ法務省特別捜査局（DSI：Department of Special Investigation）の Tarit Pengdith 局長によると、先月、Amloとタイ商務省及び DSI は、バンコク、スラタニ、プーケットのパトンビーチの 4 箇所での共同強制捜査で 3000 万バーツ相当の大量の携帯電話カバー、鞄、衣服の偽造品を押収し、偽造品輸入の罪で容疑者達を逮捕した。
（2013 年 5 月 2 日、バンコクポスト）

～タイの知的財産侵害違反者トップリスト～
米国通商代表部（USTR：US Trade Representative）による 毎年恒例のスペシャル 301 条報告書は 7 年連続でその他 9 カ国と共にタイを「優先監視国」の最上位に位置づけている。USTR は 10 の優先監視国と一年間とことん向き合う予定であり、タイが重要な立法施策の通過での著しい進歩を遂げた場合、米国はタイのステータスを見直す準備がある。そのためには、タイは衛星信号等の著作権侵害やインターネットに関する著作権侵害や商標侵害問題を終らせ、映画館の中でビデオカメラやスマートフォンを使用して映画を盗撮したり医薬品の検査結果やマーケティング計画の漏洩を止める必要がある。
（2013 年 5 月 2 日、バンコクポスト）

～タイが米国の優先監視国リストに再び含まれる～
タイは、タイ商務省が米国の優先監視国リスト（Priority Watch List; PWL／訳注：スペシャル 301 条における優先監視国リスト）からタイを除外する足掛かりとして、8 月の議会での盗撮防止法案の草案の承認に向けて動いている。毎年恒例の米国通商代表部（USTR）によるスペシャル 301 条報告書ではタイは 7 年連続で優先監視国リストに含まれている。USTR は昨年のタイ議会で知的財産権保護の法律が通過しなかったことを懸念理由として、優先監視国にタイを残存させた。USTR はタイには次のようなことが必要であると考えている。
■ケーブル及び衛星信号の著作権侵害に終止符を打つ
■家主が自身の敷地内での海賊品や偽造品の販売に対し、責任を負う
■急速に拡大しているインターネット上での著作権侵害や商標侵害の問題を終了させる
■盗撮の中止ービデオカメラやスマートフォンを使用した映画館での映画盗撮の中止
■医薬品や農業で使用する科学薬品の試験結果やマーケティングプランの漏洩の中止

■医療特許に関する「利害関係者（医薬品会社など）」とより多くの討議の開催

パッチマー　タナサンティ知的財産局長が言うには、USTR と会談をし、盗撮防止法草案が 8 月のタイ議会で承認された場合には、タイを優先監視国から除外することを USTR と約束したと語っている。

（2013 年 5 月 3 日、バンコクポスト）

～タイは通信放送の著作権侵害に注目～

パッチマー　タナサンティ知的財産局長によると、タイにおけるオンラインメディアの急激な拡張は、著作権侵害や放送シグナル侵害の危険性を高めている。実演家、レコード製作者及び放送機関の保護のためのローマ条約は、ケーブルテレビやインターネットは始まったばかりの 1964 年に施行され、この条約は、最近になって初めて著作権保護を拡張するために改正された。通信の著作権侵害は、ビデオや DVD、USB サムドライブ上への不正コピーといった形状で供給可能であり、また、無許可の無線やインターネット上でデータが再配布されることも可能である。タイは文学および芸術作品の保護に関するベルヌ条約に署名しており、世界知的所有権機関（WIPO）や世界貿易機関（WTO）の加盟国であるため、タイの放送産業への新たな脅威を注意深く監視する予定である。先月末にアジア太平洋放送連合（ABU）は、著作権や放送権のニューメディアについて議論するためにバンコクで会合を行った。ABU の著作権委員会は、7 月にジュネーブで行われる著作権及び著作隣接権に関する WIPO の Standing Committee で ABU メンバー及び各国の代表者との個別ミーティングを持つことに合意した。

（2013 年 5 月 6 日、バンコクポスト）

～タイ知的財産局は知的財産権侵害者の取締りを計画～

パッチマー　タナサンティ知的財産局長は、タイ知的財産局がタイ国家知的財産政策委員会へ提案予定の行動計画があると語った。この計画は、知的財産局のサイバー空間に現れる膨大な数の知的財産権侵害を減少させる戦略のひとつである。現在、知的財産権侵害の疑いのある約 40 のウェブサイトがタイ知的財産局によって注意深く監視された。

（2013 年 5 月 6 日、タイネーション）

～タイが LEUM PUA 米を EU 地理的表示登録出願～

タイのジャスミンライス「Khao Hom Mali Thung Kula Ronghai」が EU で地理的表示商品として登録され、「GI EU」のマークをパッケージに使用できることとなった。タイ米作局の Chairit Damrongkiat 局長は、タイ知的財産局には米品種 8 種、'Khao Sang Yod Muang Pattalung', 'Khao Jek Cheoi Sao Hai', 'Khao Leuang Patew Chumpon', 'Khao Kam Lanna', 'Khao Hom Mali Thung Kula Ronghai', 'Khao Hom Mali Surin', 'Khao Hung Homthong Sakon Tawapi', 及び 'Khao Niew Khao Wong Kalasin' が登録されていると述べた。EU で登録となった「Khao Hom Mali Thung Kula Ronghai」は現在 12 業者により販売されている。米作局では適正農業規範（Good Agricultural Practices、GAP）に則った作物の品質を確保する水田の認証、精米工場の整備、生産原則、及び製造管理および品質管理関する基準（Good Manufacturing Practice、GMP）のための基礎環境管理をサポートする。米作局では

また、2013 年度と 2014 年度の収穫期後に「GI EU」商品が国外市場における需要の伸びに合わせて高価格で販売されることを期待している。特に中国とは既に交渉の接触を図っている。そしてタイ米の商品基準を改め、健康面と栄養価に特化した米とするために、米作局では黒もち米の Luam Pua 品種を GI 商品として出願する計画である。この品種は現在タイ知的財産局で GI 商品登録の審査中であり、登録後に EU に GI 商品出願される予定である。
（2013 年 5 月 6 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイは米国通商法スペシャル 301 条優先監視国からの除外に自信／米国に対し知的財産問題に関する実行計画と進捗を提出～

パッチマー　タナサンティ知的財産局長は米国通商代表部に対し、タイの知的財産問題に関する実行計画と進捗を提出したと話した。タイ知的財産局はタイを米国通商法スペシャル 301 条の優先監視国（Priority Watch List、PWL）から除外し、恒久的に監視国（Watch List、WL）に据えるよう要請した。米国は 2013 年 4 月末に決定を発表するが、タイは優先監視国から除外されることに自信を持っている。

タイはまた米国への提案の中で、タイを 2013 年度 4 月から 12 月までの定期サイクル外レビューに含めるよう要請した。
（2013 年 5 月 6 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイで詐欺グループがゲーム店オーナーに著作権の代理人であると主張し高額な金銭を要求している問題で、知的財産局が特別捜査局に事件を引き渡した～

詐欺グループがゲーム店のオーナーに対し、自分が外国のゲームの著作権から委託を受けた代理人であると主張し、証拠もないまま威圧的に賠償金や和解金と称して高額な金銭を要求している問題で、パッチマー　タナサンティ知的財産局長は、知的財産局が特別捜査局に事件を引き渡した。このような違法行為は事業者に対する不当な行為であり、威圧的な恐喝行為である。これは刑法及びマネーロンダリング防止法に違反するもので、特別捜査局により法執行が行われる。知的財産局ではゲーム店のオーナーに対し威圧的恐喝行為を避けるため著作権のあるゲームを提供するよう警告している。誤解を与える情報を提供した者には、6 ヶ月以下の懲役若しくは 1000 バーツ以下の罰金又はその両方が科される可能性がある。自由の侵害については 3 年以下の罰金若しくは 6,000 バーツ以下の罰金又はその両方が科される可能性がある。威圧的恐喝行為に対する懲罰は、5 年以下の懲役若しくは 1 万バーツ以下の罰金又はその両方である。知的財産局は各々の事件について明確な行動を取る。最近国内取引局の商品役務価格中央委員会は音楽著作物の著作権料徴収行う以下の 10 事業者を発表した。

1. GMM Music Publishing International Co., Ltd.
2. Thai Copyright Collection Co., Ltd.
3. RMS Publishing Co., Ltd.
4. MPC Music Co., Ltd.
5. SPC Copyright Collection Co., Ltd.
6. Partner Smile Co., Ltd.

7. CMC Entertainment Co., Ltd.
8. VPP Center Music Co., Ltd.
9. Intellectual Property Management Co., Ltd.
10. Surapon Copyright Collection Ltd., Part.

音楽著作権料徴収の権限を与えられていない会社又はグループはこの行為を行った場合には法律に違反したものと見なされる。中央及び地方の店舗のオーナーはこのような違法行為を見つけたら、直ちに知的財産局に通報して欲しいとパッチマー タナサンティ局長は話している。
（2013 年 5 月 6 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイ民間企業が政府に対し観光シーズン期間の偽造商品取締り強化を要請～
知的財産侵害防止抑制民間委員会（Private Sector Committee for the Protection of Intellectual Property）のマーラー タンプラセート副委員長は知的財産侵害抑制ネットワーク（知的財産局、国家警察、関税局及び特別捜査局）に対し観光シーズンの期間知的財産侵害の取締りを強化するよう要請した。同副委員長は多くの偽造品の販売が予想される観光エリアにおける摘発と捜索に力を入れるよう求めた。対象となるのは、バンコク都内のクロントム（ナイトマーケット）、サパーンレック、バーンモー、パッポン、シーロム通り、マーブンクローン及びスクムウィット通りソイ 3-19 のレッドゾーン、ノームジット、ラートプラーオ、パーターピンガーオ、フォーチューン、ドーンムーアン新市場、タワンナー、プラトゥーナーム、ジェーレン、カオサン通り及びサパーンプットのイエローゾーン、チェンマイ県のナイトバザール、プーケット県のパトンビーチ、カタビーチ及びカロンビーチ、スラーターニー県のサムイ島並びにチョンブリー県のパタヤなどである。

～タイ商務省が国家知的財産侵害抑制センターの業務について閣議提案を行う予定～
ナッタウット サイグア商務副大臣は、「世界知的所有権の日 (World IP Day 2013)」と「国家知的財産侵害抑制センター（National Intellectual Property Rights Center of Enforcement: NICE）」のオープニングセレモニーを終え、5 月 7 日の閣議で商務省から NICE の業務手順について提案を行う予定であると発表した。この提案は業務プロセスの明確化と法執行の増加を目的としたもので、官民 25 機関が連携して行う。摘発が行われると連携する法執行機関は決定的な行動を取ることができる。大規模な侵害者が見つかった場合、事件は税務検査部（Tax Audit Division）に送られる。侵害品の価値が 50 万バーツ以上の場合には事件は資産没収の措置に向けマネーロンダリング防止事務局（Anti Money Laundering Office: AMLO）に送られることになる。最近ではバンコクのデパートで衣料品について侵害行為を行っていた者が逮捕され、証拠品の価値が 50 万バーツを超えていたために AMLO が資産を没収したという事件があった。
（2013 年 5 月 6 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～タイが米国スペシャル 301 条で 7 年連続優先監視国に指定～
米国通商代表部スペシャル 301 条レポートが発表され、タイは優先監視国に 7 年連続で指定された。米国から見てタイは著作権、商標権及び特許権の最悪の侵害者 11 か国のうちの一か国という烙印を押

されたことになる。今年はタイを筆頭に、アルジェリア、アルゼンチン、チリ、中国、インド、インドネシア、パキスタン、ロシア及びベネズエラが優先監視国に指定された。カナダとイスラエルは昨年優先監視国に指定されていたが、2013 年のレポートでは「卒業」の運びとなった。これとは逆にウクライナは唯一の優先国に指定された。米国がタイに指摘した問題の中には疑う余地がなく合理的な主張もあるが、控えめに言っても議論の余地があるものもある。議論の余地のある問題としては、米国が強迫的に医薬品特許に重点を置いている点がある。この問題がタイが優先監視国の筆頭国となった理由である。2007 年初め、タイ政府は「強制実施権」と呼ばれるプロセスを承認し、エイズと心臓疾患の治療薬 3 種類を特許と法外な市場価格から解放した。大手製薬会社らは米国政府に苦情を申し立て、タイはスペシャル 301 条のブラックリストにランクアップし、それ以来そこに留まっている。強制実施権は貿易や特許を含む国際法に照らし合法であると繰り返さなければならない。タイは一瞬たりとも知的財産法・規則に違反していない。米国政府はスペシャル 301 条による指定の他、タイの行動を違法とする国際法と手続きの改正への試みを開始している。タイでは評判の薄いオバマ大統領の TPP 協定は、強制実施権を排除しようとしている。
（2013 年 5 月 7 日、バンコクポスト）

～タイ知的財産局が IP フェアで学生向け IP クイズ大会を実施～
知的財産局ではシリキット国際会議場で開催される IP フェア 2013 において、IP クイズ大会を実施する。クイズ大会は 4 ラウンド行われ、最終ラウンドへは 5 チームが進む。小学生部門と中高生及び大学生部門があり、申込みは 5 月 16 日まで行われる。優勝チームには賞金 3 万バーツ、2 位には 2 万バーツ、3 位には 1 万バーツ、特別賞には 5,000 バーツ、第 3 ラウンド進出チームには 3,000 バーツ、第 2 ラウンド進出チームには 1,000 バーツが贈られる。
（2013 年 5 月 8 日、タイ知的財産局ウェブサイト掲載）

～米国最高裁で人間の遺伝子の特許化の可否を巡る審理がスタート～
米国最高裁判所で最近、知的所有権に関する極めて解決の難しい問題に焦点を当てた事件の審理がスタートした。裁判所は人間の遺伝子-あなたの遺伝子-を特許化できるか否かついて答えを出さなければならない。言い換えると、例えば乳がんの発症率が 50%以上あることを示す遺伝子の有無を検査する権利を誰かが実質的に所有することが許されるべきか否かという問題である。難解な知的所有権の世界の外にいる人々には答えは明白で、No である。あなたは自分の遺伝子の所有者である。企業が所有するのはせいぜい遺伝子検査の基礎となる知的所有権までである。検査の開発に必要な研究開発費は相当な額になる可能性があり、企業はその実施に正当に対価を請求するだろう。しかしユタ州にある Myriad Genetics はそれ以上を要求している。同社は乳がんに関連する二つの重要遺伝子の存在についてのあらゆる検査に関する権利を請求している。そして同社の検査はイェール大学がより低価格で提供しようとしていた検査よりも劣っていたにも関わらず、冷酷にも権利行使をした。結果は悲劇的なものとなった。ハイリスクな患者を特定する低価格な検査は命を救う。このような検査を妨害すると人命が犠牲になる。Myriad 社の例は利益が全ての価値、人命の価値にも勝る、という米国企業の実例である。現在の特許制度が計り知れない社会的代償を課しているだけでなく、イノベーションを引き出すことにも失敗して

いるという認識が増えつつある。結局 Myriad 社は遺伝子分析記述を発明していない。もしこれらの技術が特許登録されていたら、Myriad 社はこの発見をなし得なかったかもしれない。同社が自社の特許の使用を厳格に管理したことで、他者がより良質で正確な遺伝子の存在検査を開発するのを妨げる結果となった。問題は単純である。全ての研究はそれまでの研究の上に成り立っている。うまく設計されていない現在の特許制度は後続の研究を妨害する可能性がある。
Joseph E Stiglitz、ノーベル経済学賞受賞者、コロンビア大学教授によるコラム
（2013 年 5 月 10 日、バンコクポスト）

～インドネシア企業に違法ダウンロードで巨額の損失が発生～
ジャカルタポスト紙
インドネシアレコード産業協会（IRIA：Indonesian Record Industry Association）によると、600 万人以上の人々がインターネットを通して違法ダウンロードを行っているために、インドネシアのレコード企業は 1 日につき 160 億ルピア（約 4800 万バーツ）の損失が発生していることに頭を抱えている。インターネットを介してのインドネシア歌謡曲の違法ダウンロードは、インドネシア国内の CD 売上げの急な減少をも引起しており、昨年のオリジナル音楽 CD の売上げ枚数はわずか 1100 万枚で、数年前の平均 9000 万枚と比べると激減している。インドネシア工業省の中小企業庁長官である Euis Saedah は、政府の著作権侵害撲滅キャンペーンは 13 年前に始まったが、人々の知的財産権に関する認識は低いと語った。インドネシア現地企業化グループ（HIPPI：Idonesian Indigenous Entrepreneur group）の Suryani Motik 会長によると、商標権取得には 18 ヶ月の時間を要し、審査はとても複雑で、高い費用が発生するため、ブランドの商標登録を行っている多くの経営者達にとって大きな問題となっている。しかし、人々の知的財産権に関する認識が増えれば、知的財産権が国内の経済発展にとって強力なツールとなる可能性がある。
（2013 年 4 月 29 日、タイネーション）

～タイ国会でインフラ法案が通過中～
政府の 2 兆バーツのインフラ融資法案の第 1 回ヒアリングを承認した。法案は賛成 284 反対 152、21 の棄権で承認された。承認を得た後、政府は法案が 15 日以内に精査することを提案したが、後にそれを通過するための委員会のためのより多くの時間を与えるため、30 日までの期間を長くするという野党指導者の提案に合意した。
投票前、副首相の Kittiratt Na-Ranong 氏は、政府は民主党率いる野党によって要求された、インフラのオーバーホールプロジェクトの資金を調達するために年度予算を使用しないだろうと述べ、もし年度予算を使用したならば、他分野の開発に十分な資金は廻らないだろうと、述べた。 2 兆バーツの借り入れは利息を含め今後 50 年間、3 兆バーツ以上と見られている。この計算は、今の利率よりも高く、手堅く見積もって約 5%との利率に基づいている。
運輸大臣の Chadchat Sittipunt 氏は、高速鉄道は政府の投資を必要とする、ナコンラチャシマからノンカイへの高速鉄道路線の延長が明確に構築される。それと同時にバンコクーチェンマイルートが完成すると言っている。

議論中、ナコンシータマラート県の民主党国会議員、Thepthai Senapong 氏は、南部の住民に対する差別は追放された Thaksin Shinawatra 首相前政権以来、続いていると言った。
またプーケット県の民主党国会議員 Anchalee Vanich は、国益より先に政治的利益を優先していると、政府を非難した。以前の民主党政府はノンカイからバンコク経由で、マレーシアの Padang Besar への高速鉄道線を開発する計画を行なったと言った。この計画は、ラヨーン、チェンマイへの政府の計画路線よりも理にかなっている。なぜなら 200 万人以上の観光客は、中国、マレーシアからタイの各地域を訪れる。彼女はバンコクーチェンマイ間の高速鉄道計画によって、その北の政治支持基盤に対し媚びへつらうものだと、政府を非難した。
なぜ政府は 1 キロメートルあたり 3 億バーツから 6 億バーツの高速鉄道の費用、見積もりを上昇させたのか、ピサヌローク県の民主党国会議員 Juti Krairiksh が質問し、彼はスペインの高速鉄道が、ヨーロッパでの日常の賃金がタイの 10 倍にあたるにも関わらず、建設するために 1 キロメートルあたり 3 億バーツしか費用がかからないと言った。
（2013 年 3 月 30 日、バンコクポスト）

～ミャンマー開発で中国が大きくリードしている～
ミャンマーの旧首都ヤンゴンからわずか 25 キロに位置し、日本が支援する Thilawa（ティラワ）経済特別区は、移転に対する村人にとっての抗議により作業の開始が遅れている。ミャンマー政府と日本の顧問は、現在、強制的な土地収用をヤンゴン地方の政府によってなされる被害を現地住民に与えないように調整努力している。
ヤンゴンから 400 キロ北西にあたる Rakhine state の Kyaukpyu（チャオピュー）では、建設は石油と天然ガスにおいて来月完成する予定だとミャンマー港湾局の副主任の土木技師、U Kyaw Oo が言った。現場はまた、商業とコンテナ港、燃料ポート、ガスタービン発電所、鉄道や道路を有し、中国、雲南省への石油と天然ガスのパイプラインに繋がる。

2009 年にエネルギー省は、中国国営石油公社(CNPC)とミャンマー原油パイプラインの開発、運用、管理のため覚書に調印した。プロジェクトの投資額は 20 億ドルと推定される。石油と天然ガスターミナルは 30 万載貨重量トン(DWT)までの石油タンカーを収容できるようになり、関連するインフラはシンガポールの次の石油化学拠点として Kyaukpyu（チャオピュー）地域を開発する。石油と天然ガスターミナルのほか、South East Asia Pipeline Co は、パイプラインを敷設し、タンカー港を開発している。Kyaukpyu （チャオピュー）1 号桟橋は、2010 年に取り壊され、2011 年 7 月に拡張されたかたちで再建された。

経済特別区自体の開発に関しては、予備マスタープランは、12 月までに完了予定の詳細な計画を今月確定したと U Kyaw Oo は言っている。融資契約は 2016 年を第一期として来年締結することを期待している。第一期が完全に終えたら、次の段階は 1000 ヘクタールを開発する。2009 年当時の中国の副主席 Xi Jinping（習　近平）は、深海港と鉄道プロジェクトの Kyaukpyu（チャオピュー）経済技術開発区のために、ミャンマーの国家経済開発省と、中国の CITIC グループ間の協力に関する協定を締結した。CITIC グ

ループは既に石油化学工業地帯で構成された経済圏、鉄道網、物流センター、輸出加工産業、多目的ターミナルと、住宅地のための概念的な計画を提案した。
Kyaukpyu（チャオピュー）港は、一般貨物のための 2 つ、ばら積み貨物用 1 つ、と 2 つのコンテナ用の計 5 つの繋留場所を持つことになる。

Kyaukpyu（チャオピュー）は中国、インド、アセアンにアクセスすることができ、その戦略的位置からも利を得ている。ヤンゴン港を含むミャンマー内の既存のすべての港は、河川港で、大規模な従来のコンテナ船のために十分な深さがない。貿易量増加に対応するために、ミャンマーは東部の海岸の Kyaukpyu（チャオピュー）と、西部海岸の Kalegauk、 Dawei 、Bokpyin のような適した場所を必要とする。Kyaukpyu（チャオピュー）深海港は、インドから中国への最短交易ルートを表す。また、中国へのマラッカ海峡を経由して既存のルートと比較して約 5000 キロメートル航行距離が短くなる。Kyaukpyu（チャオピュー）空港はボーイング 737 とエアバス 320 ジェットに対応するために拡大し、新たな旅客ターミナルを構築している。滑走路は来年の 3 月には、7500 フィートまで拡張する。Kyaukpyu（チャオピュー）を支援する中国は幸先のよいスタートに喜んでいるが、楽観する者にとっては、Thilawa（ティラワ）への期待はなお大きく、Thilawa SEZ（ティラワ経済特区）はミャンマーの将来に大きく貢献するだろうとされている。

政府は、Thilawa（ティラワ）を工業団地として開発するだけでなく、ミャンマーのほかの工業団地モデルとして、環境にやさしい工業団地にする。「Thilawa（ティラワ）経済特区は、プロジェクトの開発が完了すると 20 万人以上の雇用が創出されることが期待されている。」と彼は言った。大きいヤンゴンの人口は、2040 年までに 1000 万人に倍増されると予測され、そして、Thilawa（ティラワ）の都市づくりがその他の工業団地に生かされることだろう。

ミャンマー商工業会議所連盟幹部（Union of Myanmar Federation of Chambers of Commerce and Industry）であり商工会議所の Thurane Aung 氏 は加えてミャンマーの多くの製造工場は、ミャンマーにある工業団地の 4000 ヘクタールに移設すべきで、そのうちヤンゴンにあるは 46%だと言った。約 6800 の工場は、工業団地にあるが、37500 は団地の外に位置している。3 経済特区（SEZs）の中で、タイや他のアセアン諸国は、5 万エーカーで Thilawa （ティラワ）経済特区の 10 倍の大きさである Dawei からより多くの利益を得る。

ミャンマーと日本は Thilawa （ティラワ）プロジェクト協力に関する覚書を 12 月に締結した。この 8 月には環境アセスメント（environmental impact assessment(EIA)が、完了予定で、その後、工業団地ゾーン外の建設開始ができ、そして 2015 年に第一期が完成予定である。Thilawa （ティラワ）には、日本の商社丸紅、三菱商事そして住友商事が支援しており、日本政府はプロジェクト完成までの見積もりが 110 億米ドル以上としている。スズキやホンダなどのメーカーも工場進出に関心をもっている。土地収用や住民移転問題が遅れを生じているものの、Thilawa（ティラワ）はダウェーよりも早く操業が開始できそうである。ヤンゴンにかなり近いので、Thilawa （ティラワ）SEZ（経済特区）他の地域はすでに道路や鉄道線路を含め、関

連インフラが整っているのに対し、Daweiの建設はゼロからスタートした。だからThilawa（ティラワ）はDaweiより速くなるはずだ。とミャンマー経済特区管理委員長のSet Aung氏は言った。（2013年5月20日、バンコクポスト）